

(案)
業 務 委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 国道107号建設事業に係る本荘城跡発掘調査に伴う
遺構計測業務委託
- 2 委 託 期 間 契約を締結した日から令和7年3月14日まで

秋田県埋蔵文化財センター所長 磯村 亨（以下「甲」という。）と ○○○
○○○○○ ○○○○○ ○○ ○○（以下「乙」という。）は上記事項につい
て、次の条項により契約を締結する。

第1条 乙は、別添仕様書又は図面に基づき、契約期間内に委託業務を完了する
ものとする。

第2条 甲は、必要あるときは業務の内容を変更し、または、委託業務を一時中
止することができるものとする。

この場合において、委託金額または委託期間を変更する必要があるときは、
甲乙協議して決めるものとする。

第3条 正当な理由により期限内に委託業務を完了できない場合は、乙は甲に対
してその理由を付し期限の延長を求めることができる。

- 2 前項の場合において、甲は正当と認めたときは、乙と協議して延長日数を定
めるものとする。

第4条 乙は、受託業務を完了したときは、すみやかにその旨を甲に通知し、甲
の検査を受けるものとする。

- 2 甲は、委託業務について内容を検査し、疑義がある場合は、乙に対しその補
足または訂正を求めることができる。

第5条 本契約にかかる業務委託料は○, ○○○, ○○○円とし、うち取引に係る
消費税及び地方消費税は○○○, ○○○円とする。

- 2 甲は、委託業務の内容を検査し、適当と認めたときは乙の請求により当該書
類を受理した日から30日以内に乙に対し委託料を支払うものとする。

第6条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を、秋田県財務規則第178条第○号
により免除する。

第7条 乙は、本契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

第8条 甲は、乙がこの契約に違反したとき、又は乙の責に帰する事由により損害をうけた場合は、契約を解除し、損害の賠償を求めることができる。

第9条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年〇〇月〇〇日

甲 秋田県大仙市弘田字牛嶋20
秋田県埋蔵文化財センター
所長 磯村 亨

乙 ○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○
○○○○ ○○○○○○○○